



2025 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 邦 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 佐 藤 稔
(コード番号 8 3 4 6 東証プライム)
問 合 せ 先

責任者役職名 総合企画部長
氏 名 円 谷 緑
T E L (024)523-3131

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 7 月 25 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当行普通株式 182,571 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 326 円
(4) 処 分 総 額	59,518,146 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当行の監査等委員である取締役以外の取締役 (社外取締役を除く。) 4 名 98,648 株 当行の執行役員 14 名 83,923 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当行は、2023 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当行の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）及び常務執行役員に対する当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役及び常務執行役員を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。2023 年 6 月 26 日開催の第 120 回定時株主総会においては、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額 70 百万円以内の金銭債権を支給し、年 350,000 株以内の当行の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当行と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当行普通株式の割当てを受けた日より、当行の役職員の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有をすすめることを目的に、当行の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役及び執行役員（以下「対象取締役等」と総称します。）は、本制度に基づき当行から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当行の普通株式の発行又は処分に当たっては、当行と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当行の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当行が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、指名・報酬協議会の審議を経たうえで、本制度の目的、当行の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計 59,518,146 円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式 182,571 株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 18 名が当行に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当行と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2025 年 7 月 25 日（以下「本処分期日」という。）から当行の取締役、執行役員のいずれの地位をも退任した直後の時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当行の取締役、執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）本役務提供期間中に、対象取締役等が任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当行の取締役、執行役員のいずれの地位をも任期満了その他の正当な事由（死亡による退任を含む）により退任した場合には、対象取締役等の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から対象取締役等の退任の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

（4）当行による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当行は当然に無償で取得

する。また、当行は、譲渡制限期間満了時点又は上記（３）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関しては、当行の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が１を超える場合は、１とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当行は当然に無償で取得する。

（６）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当行は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当行の第 123 期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 6 月 25 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当行の普通株式の終値である 326 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上